

国 地 契 第 51 号
国 官 技 第 375 号
令 和 2 年 3 月 25 日

各地方整備局 総 務 部 長 殿
企 画 部 長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿

大臣官房 地 方 課 長
技術調査課長
(公印省略)

工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）

建設業の働き方改革を推進する観点から、「工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（平成 31 年 3 月 29 日付け国地契第 72 号、国官技第 446 号）により、週休 2 日の確保に当たって必要となる費用の計上を行っているところであるが、週休 2 日工事の取組状況等を踏まえ、令和 2 年度以降に発注する週休 2 日工事について、下記のとおり行うこととしたので通知する。

附則

「工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（平成 31 年 3 月 29 日付け国地契第 72 号、国官技第 446 号）は、当該通知文の適用工事が完成した時点をもって廃止する。

記

1. 用語の定義

（1）週休 2 日

対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（2）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間、夏季

休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

（3）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（4）4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2. 発注方式

次のいずれかによる方式を基本とする。

（1）発注者指定方式

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式

（2）受注者希望方式

受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

3. 積算方法等

（1）補正係数

週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

【4週8休以上】

- ・労務費 1. 0 5
- ・機械経費（賃料） 1. 0 4
- ・共通仮設費率 1. 0 4
- ・現場管理費率 1. 0 6

【4週7休以上、4週8休未満】

- ・労務費 1. 0 3
- ・機械経費（賃料） 1. 0 3
- ・共通仮設費率 1. 0 3
- ・現場管理費率 1. 0 4

【4週6休以上、4週7休未満】

- ・労務費 1. 0 1

- ・機械経費（賃料） 1. 0 1
- ・共通仮設費率 1. 0 2
- ・現場管理費率 1. 0 3

（２）補正方法

① 発注者指定方式

入札説明書等において週休２日に取り組む旨を明記するとともに、４週８休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、４週８休に満たないものは、補正分を減額変更するとともに、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。

② 受注者希望方式

入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して週休２日の取り組みについて協議することを明記するとともに、４週８休以上の現場閉所を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、４週８休に満たないものは、その達成状況に応じて補正分を減額変更するものとする。

４．適用

本通達は、令和２年４月１日以降に入札手続を開始する工事から適用する。

ただし、令和２年３月３１日までに入札手続を開始した工事については、「工事における週休２日の取得に要する費用の計上について（試行）」（平成３１年３月２９日付け国地契第７２号、国官技第４４６号）による。